平成２５年（フ）第２０号
栃木県小山市大字東黒田199番地14
債務者　柏倉　夏江
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１７０号
静岡県藤枝市東町３番29号　ノヴァ藤枝30Ａ
債務者　渡邊　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
栃木県那須塩原市黒磯505番地　県営黒磯住宅１―14号、前住所栃木県那須塩原市共墾社87番地２　須藤アパート７号
債務者　野木　直美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０８号
福島県郡山市片平町字出磐森２番地の113
破産者　根本　重子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地６号棟505
破産者　礒村　豊和
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
栃木県日光市湯西川597番地
破産者　株式会社伴久ホテル
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１５８号
札幌市中央区南13条西１丁目３番30―305号
破産者　佐々木清二
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市有珠の沢町１丁目10番８号
破産者　丹羽　英志
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５８４号
埼玉県越谷市蒲生東町３番30号　コンフォート南越谷201号
破産者　冨岡　盛治
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７６号
熊本市北区龍田弓削１丁目15番51号
破産者　藤木　一郎
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
岡山県津山市中島28番地３　ヒルトン・ハイツ102、破産開始時の住所岡山県津山市小原501番地
破産者　竹本　　正
1　決定年月日　平成25年４月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1802番地７
破産者　有限会社ミヤビホーム
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０号
新潟県三条市月岡２丁目28番37号
破産者　五十嵐　浩
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４３号
新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田乙546番地
破産者　佐野商事株式会社
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４０７号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番地10
破産者　株式会社ＪＫエキスプレス
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０８号
愛知県半田市亀崎町２丁目84番地
破産者　渡邊　富藏
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７８号
名古屋市中区栄５丁目18番５号
破産者　株式会社スズヤジュエリー
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７９号
名古屋市守山区幸心２丁目514番地　幸心西住宅３棟504号、開始決定時の住所名古屋市昭和区山中町１丁目45番地
破産者　古川　洋三
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２８号
愛知県半田市亀崎常盤町３丁目３番地
破産者　サンユー株式会社
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部